平成２７年度

第２回　国民健康保険運営協議会　会議録

日時　：　平成２８年２月１２日（金）　午後２時

場所　：　交野市役所　本館３階　第二委員会室

平成２７年度　第２回交野市国民健康保険運営協議会　会議録

１．開会　　平成２８年２月１２日（金）午後２時００分

２．閉会　　平成２８年２月１２日（金）午後２時４７分

３．出席委員　山口　幸三会長
阪長　保委員
西井　紀子委員
代永　京委員
田中　政夫委員
雲川　勝己委員
宮本　芳昭委員
波戸　良光委員
小菓　裕成委員
奥田　忠嗣委員
中村　慶三委員

４．事務局　奥野　一志副市長・井上　恵子部長・萩原　良造参事・西井　大介次長・
畠山　浩二課長・中井　妹衣子課長代理・堤下　栄基課長代理・西口　香苗係長・
早野　多恵子主任

５．議事案件　・諮問事項１　平成２８年度国民健康保険料の賦課限度額について
・平成２８年度国民健康保険特別会計予算案について
・その他
保険料軽減措置の拡充について
ジェネリック医薬品差額通知の効果状況について
データヘルス計画に基づく保健事業について
保険料還付金詐欺について

６．議事内容

山口会長：　本日は、平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を召集いたしましたところ、公私なにかと、ご多忙中にもかかわりませず、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。

初めに、本日は傍聴を希望されている方が 1 名おられますので、許可してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議がありませんので、傍聴を許可いたします。傍聴者入場してください。

（傍聴者入場、着席）

それでは、平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに理事者側を代表いたしまして、奥野副市長より挨拶をお受けしたいと思います。

奥野副市長：　皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、交野市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、たいへんありがとうございます。平素は、何かと本市行政にご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

従来から申し上げておりますとおり、平成 30 年から国民健康保険の財政部門が、都道府県に運営が委任されます。その調整が国・地方と進んでおります。

先般、新聞を見ておりますと、2014 年度の国民健康保険の全国の状況が記載されておりました。内容でございますが、1,700 余り全国で国民健康保険の会計がございます。14 年におきましては、3,600 億円の赤字、また、加入者は 95 万人が減になっているということでございます。その要因といたしましては、団塊の世代の少し前の方、前期高齢者になられる方と合わせまして、主婦の方が働きに出る機会が多くて、被用者保険の方に入っておられるということが原因だそうでございます。

それと、財政的に苦しい原因を分析しておりましたら、国民健康保険の平均加入者は約 50 歳以上、これは、民間の健保組合でいいますと、35 歳弱のようです。それと比例いたしまして、医療費が健保組合と比べまして、約倍という風に記載されておりました。このような状況を踏まえまして、国の方では今年度、来年度と各々の会計に財政支援を行うという風に言っておりますが、なかなか大変なようでございます。

なお、本市におきましても、できるだけ財政の方健全に図るために、なお一層の努力を行ってまいりますので、皆様方におかれましては、ご支援の方よろしく申し上げたいと思います。

また、本日の会議でございますが、諮問事項といたしまして、平成 28 年度国民健康保険料の賦課限度額について、2 つ目といたしまして、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案についての 2 点がありますので、どうかよろしくお願い申し上げ挨拶といたします。ありがとうございました。

山口会長：　どうもありがとうございました。

それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

中井課長代理：　本日の委員の出席状況を報告いたします。矢寺委員、辻本委員につきましては欠席の連絡がありました。

現在委員定数 13 名中、11 名の出席でございます。これは、本運営協議会規則第 7 条により、本運営協議会は成立しております。

以上で報告を終わります。

山口会長：　ありがとうございます。続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第 13 条により、議長が指名することになっておりますので、指名させて頂きます。

公益を代表する代永委員、保険医・保険薬剤師を代表する波戸委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

次に、市長より本運営協議会に対し諮問書が提出されます。黒田市長が他の公務のため、奥野副市長よりお願いします。

奥野副市長：　交野市国民健康保険運営協議会会長山口幸三様、交野市長黒田実、諮問書。平成 28 年度交野市国民健康保険料賦課限度額について、別紙のとおり諮問します。

１．交野市国民健康保険料賦課限度額について

⑴　交野市国民健康保険医療分の賦課限度額は、国の基準どおりとするため、52 万円から 54 万円とする。

⑵　交野市国民健康保険後期高齢者支援金分の賦課限度額は、国の基準どおりとするため、17 万円から 19 万円とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。

本日の会議でございますが、事務局より資料が提出されておりますので、まず、諮問事項１をご審議いただき、その後、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案についてを説明していただきたいと思います。

事務局お願いいたします。

畠山課長：　医療保険課の畠山です。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項についてご説明させていただきます。

資料の表紙を１枚めくっていただけますでしょうか。右上に諮問事項１と書いてあるページになります。今回の諮問事項でございますが、保険料賦課限度額について改定をお願いするものでございます。年末に平成２８年度の税制大綱が閣議決定されまして、この中で、国の基準が引き上げることが示されたところでございます。これに伴いまして、本市の賦課限度額についても、国基準どおりに合わせる形で引き上げをお願いするものでございます。

昨年度に続いての引き上げとなりますが、今回は、医療分と後期高齢者支援金分がそれぞれ２万円の引き上げとなります。なお、介護分につきましては、据え置きとなっており

ます。

表の方をごらんください。まず、上の表ですが、医療分の限度額について、国基準と本市の限度額を年度ごとに表しております。一番左の 23 年度では、国基準と少し開きがございましたが、段階的に引き上げていき、25 年度からは、国基準と同額となっている状況でございます。今回は、27 年度の 52 万円から 54 万円に引き上げをお願いしたいと思っております。

その下の表ですが、北河内の各市の状況でございます。大東市を除いて、どこの市も国基準どおりを予定しているところでございます。

資料を１ページめくっていただきまして、その裏のページですが、こちらが後期高齢者支援金分の賦課限度額について表しております。こちらは、23 年度からこれまで国基準どおりで推移しております。今回は、17 万円から 19 万円への引き上げをお願いしているところでございます。

各市の状況でございますが、こちらの方も大東市を除いて、国基準どおりに引き上げると確認を取っております。

今回の限度額引き上げによりまして、介護分も含めた保険料の上限額が 89 万ということで、４万円引き上げとなるところでございますが、本市では約 250 世帯が対象となりまして、ご負担をお願いするということになりますが、その他大部分の方、特に中間所得層はかなり負担が多いということで、こちらの方を通させていただいて、全体の公平性を保って、国基準どおりとしたいというところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

山口会長：　ありがとうございました。

事務局より、諮問事項の説明は終わりました。諮問事項に対して質疑をお受けしたいと思います。質問はありますか。

波戸委員：　２５０世帯が対象となるということで、４万円上げたら１千万円ですよね。それをどこへ回すのでしょうか。

畠山課長：　この１千万円につきましては、いわゆる中間所得層の所得割のかかる、今回の限度額にさしかからない方々へ還元というかたちになります。実際には、この１千万円で僅かではありますが、保険料率設定の際に若干でも引き上げを緩くできるのではないかなというところでございます。

山口会長：　よろしいですか。

他にありませんか。

それでは、質問を終了いたします。

まず、諮問事項１　平成 28 年度国民健康保険料の賦課限度額について、諮問通りの答申とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

山口会長：　異議なしと認め、諮問事項１は諮問通り決定いたしました。

それでは、続きまして平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案につきまして、説明をお願いします。

堤下課長代理　それではまず、予算を算出する基礎となります、現時点におけます「平成 27 年度決算見込み」についてご報告いたします。その部分につきましては、資料はございません。

現時点におきましては、まだ２月初旬ということで、見込みきれない部分も多々ありますが、全体的な傾向をご報告させていただきます。

まず、歳入におきましては、基盤安定保険者支援金分の算定方法が改訂されまして、繰入金の増額が見込まれたものの、歳出におきまして、療養給付費や高額療養費などの医療費が大きく伸びておる状況でございまして、また、インフルエンザもかなり流行しているようですので、保険給付費について、現状として、かなり多くなるものと見込まれております。

これらのことから、現在の決算見込みですが、27 年度単年度の決算見込みでは、５千万円程度の赤字になるのではないかと予想しております。しかし、昨年までの黒字の繰越金が 6 千 700 万円強ございますので、最終的な実質収支では、なんとか黒字に収まるのではないかと見込んでおります。

これらの状況を踏まえまして、平成 28 年度の予算案を算出いたしました。

それでは、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料の国民健康保険特別会計予算（案）８ページ目をお開きください。

まず、保険給付の基礎となります被保険者数でございますが、人口減少に加え、国保から後期高齢者制度へと移行される方が多いということがございまして、被保険者は減少傾向にございます。

上の表をご覧ください。平成 28 年度の推定の一般被保険者ですが、14,000 人と、７０歳以上の高齢者 4,400 人を併せまして 18,400 人で、前年度と比べまして 250 人の減少となりますが、高齢者につきましては増加を見込んでおります。

退職被保険者につきましては、前年度より 300 人減の、450 人で見込んでおります。

全体の被保険者では昨年から 550 人減の 18,850 人を見込んでおります。

また、その内、40 歳から 64 歳までの介護２号被保険者を 5,600 人と見込んでおります。加入者の構成において高齢者の占める割合が増えておりますことが特徴でございます。

それでは、先に、歳出予算から説明させていただきたいと思います。

１ページ戻っていただき、７ページをお開きいただきたいと思います。

各項目の詳しい算出式につきましては、８ページ以降に載せさせていただいておりますが、それらをまとめた表になりますので、こちらの表で説明させていただきたいと思います。

歳出の大部分を占めます保険給付費でございますが、年々増加しておりまして、本年

度、27 年度におきましても、増加が続いておりますので、来年度におきましても、保険給付費の増加を見込んでおります。また、被保険者数は減っているものの、高齢化、医療の高度化などによりまして、一人当たりの医療費が伸びているという状況から、保険給付費全体で 59 億 9 千 10 万 6 千円を計上しております。こちらは、昨年度と比較いたしまして、1 億 2 千 879 万 9 千円の増加でございます。

続きまして、75 歳以上の後期高齢者の医療費に対して 74 歳以下の世代が負担する後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者の人数が増加し、医療費も伸びている状況がございまして、年々増加しておりますが、平成 28 年度につきましては、前々年度の拠出金の精算金がありまして、その精算金があるということで、実際には伸びているのですが、精算金のおかげで昨年度より 2 千 119 万円減の 9 億 8 千 446 万 1 千円を計上させていただいております。

次に、介護納付金でございますが、こちらは 65 歳以上の方が受けられる介護サービスの費用に対して 40～64 歳の世代が負担するものでございますが、こちらも先ほどの後期高齢者支援金と同様に、前々年度の精算で返還がありますことから、前年度よりも 1 千 519 万 6 千円減の 3 億 3 千 740 万 1 千円を計上しております。

次に、共同事業拠出金でございます。こちらは、大阪府下のすべての市町村がその財政力や加入者の割合に応じて拠出金を出し合ってプールし、実際に支払った医療費に応じて市町村へ交付される事業であります。

こちらの拠出金につきましては、府下全体で医療費が伸びているという状況がございますことから、予算額で 3 千 259 万円増の 23 億 1 千 773 万 1 千円を計上しております。

次に保健事業費でございますが、特定健診・特定保健指導に要する費用の他、人間ドックの申請件数も伸びておりますので、昨年度より 553 万 1 千円増の 5 千 547 万 1 千円を計上いたしております。

歳出合計といたしまして、99 億 7 千 455 万 4 千円となりまして、前年度より、1 億 4 千 589 万 7 千円の増額でございます。以上が支出になります。

続きまして、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

資料のほう、戻っていただいて、１ページをお開きください。

保険料につきましては、最後に回させていただきまして、まず、国庫支出金でございます。療養給付費等の負担金、財政調整交付金を合わせまして、国庫支出金 3 千 20 万 6 千円増の 17 億 2 千 291 万 6 千円を計上しております。

次の療養給付費交付金でございますが、退職者にかかる交付金でございまして、退職者の歳出合計が減少しておりますので、こちらにつきましても減少するもので 1 億 8 千 216 万 4 千円減の 1 億 715 万 2 千円を計上しております。

次に、前期高齢者交付金でございますが、こちらは 65 歳以上の高齢者に係る交付金でございまして、高齢者が増えていることから 2 億 631 万 5 千円増の 27 億 3 千 702 万 3 千円を計上しております。

次に、共同事業交付金でございますが、先ほど歳出のところでもご説明申し上げましたが、大阪府下の市町村で拠出金を出し合い、実際の医療費に応じて交付されるものですが、こちらも医療費が伸びていることから、昨年度より 8 千 500 万円増の 21 億 2 千

707 万 2 千円を計上いたしております。

次に、繰入金でございます。

保険料基盤安定につきましては、後程その他でご説明させていただきますが、昨年に引き続きまして、低所得者の保険料軽減制度が拡大されますことから、軽減された保険料を補てんする繰入がございまして、2 千 604 万 9 千円増の 3 億 2 千 795 万円を計上しております。

次に、その下の基盤安定保険者支援分でございますが、こちらは、財政基盤が弱い国保財政に対しまして国、府及び市が、各保険者の低所得者数に応じまして、財政支援を行うものでございますが、昨年５月の法改正によりまして、算定基準が変更され、拡充が図られましたことから 1 億 858 万 1 千円の増額を行いまして、1 億 7 千 212 万 3 千円を計上いたしております。

その他でございますが、職員給与費等分や出産育児一時金などの法定繰入金と、その他として市独自の繰り入れで、保険料減免に対する法定外繰入金を合わせまして、7 億 3 千 317 万 1 千円を計上しております。

最後に上段の保険料でございますが、国民健康保険の予算の組み方といたしまして、歳出をまず算出いたしまして、そのあとに国、府などの国庫負担金や各種交付金を差し引いたものが保険料という出し方をしますので、その保険料としまして、保険料収納率の全国平均が 90％ですが、交野市では来年度 94％を見越しまして、19 億 7 千 163 万 1 千円とさせていただいております。

以上、歳入合計と致しまして、99 億 7 千 455 万 4 千円になります。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案の説明とさせていただきます。

山口会長：　ありがとうございました。

ただいま、事務局より平成 28 年度の予算案の説明がございました。これより質疑をお受けしたいと思います。質問はありませんか。

波戸委員：　共同事業に関しまして、拠出金の方が交付金よりも多いんですが、これはどのように解釈を行えばよろしいんでしょうか。

山口会長：　畠山課長。

畠山課長：　拠出金につきましては、府の方から人数等で一旦公平に割り振られ、そのとおり納めるというかたちになります。ただ、交付金につきましては、実際にかかった医療費に基づいて交付されるものでして、交野市では、いいことなんですけども、府下に比べると医療費水準が低い方にあたりまして、どちらかというと交野市は割り勘負けするといいますか、入ってくる方が少ないという状況でございます。

波戸委員：　健康な人が多いということですね。

畠山課長：　そういうことです。一部この制度、昨年度から劇的に変わりまして、今までは30万円以上のレセプトが対象だったんですけども、1 円以上のレセプトから対象になりまして、大幅に額が増えています。もともと交野市はもらう方が少なかったのですが、そこの差がかなり大きくなっています。これにつきましては、今のところ激変緩和措置と申しまして、府の方が穴埋めを行うということで、府の支出金の中に組み込まれているのですが、その差額は28年度で7割5分、その差額については補てんしますということで措置されている状況でございます。

山口会長：　よろしいですか。

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を終了いたします。それでは、次第書に記載されていますその他の項目で、事務局より報告していただくことがありますので、事務局の方でお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いします。

堤下課長代理：　それでは、事務局からその他といたしまして、4点「保険料軽減措置の拡充について」「ジェネリック医薬品差額通知の効果状況について」「データヘルス計画に基づく保健事業について」「還付金詐欺について」以上につきまして、ご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、私のほうから「保険料軽減措置の拡充について」をご説明させていただきます。

資料１　国民健康保険の低所得者の保険料軽減措置の拡充をご覧ください。

国民健康保険の被保険者につきましては、他の社会保険の被保険者と比較いたしますと、低所得者が多く、保険料負担が過重となりますことから、一定の所得以下の方につきましては、保険料の均等割・平等割が軽減される措置がございます。

今回の拡充の内容でございますが、2割軽減及び5割軽減の所得基準額の改正でございます。 7割軽減の所得基準額につきましては、改正はございません。

この基準は、27年度、今年度にも改正されましたが、再度28年度にも改正されることとなったものでございます。これによりまして、新たに2割軽減・5割軽減の対象者が増える見込みでございます。表にございますとおり、平成27年6月1日現在の対象者で算出いたしましたが、2割軽減の方で12世帯、5割軽減の方で41世帯が、新たに軽減対象となることとなります。

この改正は、国保法施行令の改正でございまして、市町村で審議して実施するかしないかの選択の余地はありませんので諮問事項には今回あげておりません。

先ほどの限度額の改正につきましても、国保法施行令の改正でございますが、限度額につきましては条文が「限度額については54万円を超えることができないものとする」というものでございまして、54 万円を超えない範囲で市町村で決定しなさいというものでございますことから、限度額については諮問させていただきました。

保険料軽減措置の拡充につきましては、以上でございます。

西口係長：　本日配布させていただきました追加資料1のジェネリック医薬品差額通知の効果状況に

ついてご説明させていただきます。

交野市では、医療費負担の軽減と国保財政の健全化を図るため、ジェネリック医薬品の普及、使用促進を図っているところです。使用促進の取り組みの一環としまして、これまでのジェネリック医薬品希望シールの配布に加え、年に2回、8月と2月に「ジェネリック医薬品差額通知」を送付することになりました。

差額通知の対象者としましては、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額の差額が500円以上となる方で、長期にわたり薬を服用している方を対象としています。

ただし、がん、精神疾患等の薬剤については、対象外としています。

そこで、8 月の差額通知送付後の８月、９月、10 月のレセプトを調査し、ジェネリック医薬品切替率や削減効果額を分析したものが、このお手持ちの資料ということになります。

まず、切替人数についてですが、8月に差額通知を送付しました716人のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた人は、送付後3ヶ月で、62人でした。これは、送付人数の8.7%にあたります。グラフを見ていただきますとおり、送付後1ヶ月ごとにわずかではありますが、切替人数が増えてきていることがわかります。

このように、差額通知によるジェネリック医薬品への切替促進効果はあったと考えられます。残りの方につきましては、この測定月では、切り替えていない、または診療を受けていない方ということになります。

次に、削減効果額についてですが、同じくこの 3 ヶ月で、医療費全体としましては、合計427,731円、交野市国保としては合計310,414円の削減効果がありました。

ただし、差額通知を送付するに際しまして、費用もかかっております。対象者の抽出と通知書の作成にかかる委託料と郵送代がその費用ということになります。郵送代以外の費用については、国から補てんされますので、市の持ち出しは郵送代のみということになります。その郵送代を差し引きましても、差額通知による一定の削減効果はあったと考えております。

現在のところ、差額通知による、大きく目立った効果は見られませんが、少額であっても確実に削減があったこと、また、差額通知によりジェネリック医薬品に対する認知度の向上も期待されることからも、今後も継続して差額通知を送付し、ジェネリック医薬品の利用促進を図っていきたいと考えております。

差額通知の２回目、これは11月調剤分となるのですが、この2回目の送付は、先日2月5日に679通送付しております。

最後に、交野市国保全体としての、ジェネリック医薬品の普及状況についてですが、裏面をご覧ください。

交野市の普及率は、10月審査分のデータでみてみますと、56.82%と府下の中でも平均より少し高い普及率となっています。

資料はありませんが、1年前の同じ時期と比較してみますと、少しずつではありますが、普及率は上がってきております。

厚生労働省は、この普及率を 60%との目標を設定していたところですが、このほど、さらに、平成29年中に70%以上とするとともに、平成32年度末までには80%以上とす

るとの新目標を設定する方針を示しました。

本市としましても、一層の使用促進を図るため、国や府の動向を注視しつつ、また、社会情勢や国保運営の状況等も踏まえた上で、効果的な取り組み等を考えていきたいと考えております。

以上、ジェネリック医薬品差額通知による効果についての報告でした。

早野主任：　続きまして、追加資料２「データヘルス計画に基づく保健事業について」をご説明させていただきます。

保健事業につきまして、これまでも、健康の保持・増進、医療費増大を抑制するために、特定健診事業、特定保健指導事業など、保健事業に取り組んできまた。今後は、平成 27 年 10 月に策定したデータヘルス計画に基づき、健診結果やレセプトなどの分析を行い、より効果的な保健指導に努めて参ります。

平成 27 年度の主な取り組みとしまして、未受診者対策事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、健康教育事業を実施しております。これらの事業につきましては、国が 100%助成する国保ヘルスアップ事業として 2 年間実施いたします。

まず、１番目の未受診者対策事業をご覧下さい。本事業は、国民健康保健加入者 40 歳から 74 歳未満の方を対象に特定健診受診率向上のために、8 月時点で特定健診未受診者 11,428 件の方に、受診してくださいとはがきにて送付したのちに、再度 3,080 件の方に電話にて勧奨、又は 223 件の方に訪問にて受診勧奨を実施いたしました。

続きまして、２番目の糖尿病性腎症重症化予防事業をご覧下さい。糖尿病性腎症から腎不全への進行の予防及び遅延を目的に医療機関と連携し、保健指導を実施しております。対象は特定健診の結果より血糖値等が基準値以上の方及び主治医の先生からご紹介頂いた方に、主治医の指示書に基づき、訪問及び電話による保健指導を行っています。今回、案内としまして 66 人の方を対象とさせていただき、そのうち 14 人の方が参加していただいております。

続きまして、３番目の健康教育事業をご覧下さい。医療費分析にて、糖尿病と高血圧が医療費に占める割合が高いことがわかりました。そこから特定健診の結果より、血圧、血糖値が基準値以上の方を対象に、早期予防を目的として、対象者 2,169 人の方へ案内を送付し、131 人の方に参加していただいた事業となっております。

最後に、平成 28 年度の主な取り組みといたしまして、人間ドック補助金交付制度による補助金の増加による特定健診受診率向上を考えております。また、国保ヘルスアップ事業も継続的に実施してまいります。交野市全体で取り組むおりひめ健康ポイント制度の実施にも努め、今後も保健事業に取り組んで参ります。

以上、データヘルス計画に基づく保健事業についての報告を終わります。

畠山課長：　案件が多くなってしまいまして申し訳ございません。

資料にカラーのチラシを入れさせていただいたのですが、実は、最近、交野市内で還付金詐欺と疑われる電話がかなり交野市民の方に入っています。先日は窓口の方にも、誤って振り込んでしましましたという方が来られ、相談がありまして、すぐに警察に行ってい

ただいたところではあるんですけども、実際には警察に確認いたしましたところ、約 35 件ほど、金額にして約 1,500 万円からの被害が実際にでているというような話であります。

手口としましては、まず、市の職員の名を騙って、還付金、最近は医療費という文言も使われるようですが、還付金がありますというような電話が入りまして、その後、ＡＴＭの方に誘導して、そこで間違えた操作を指示して、実際に振り込ませてしまうといった内容なんですけども、先月 1 月だけで 50 件ほど、医療保険課に電話での問い合わせ、相談が入っております。

ここ 1 月、2 月の傾向といたしましては、星田地区、妙見坂地区、南星台地区の方面にかなり入っていたようです。コモンシティにりそな銀行のＡＴＭがあるのですが、そちらの方に誘導して、操作をさせるといったような手口が多かったようです。

今現在、警察の方で私服で張り込みをして、水際で止めているといったような内容であると聞いております。

市としましては、注意喚起、啓発しかないところではあるんですけども、ホームページでありますとか、2 月号の広報に載せさせていただいたところなんですけども、かなりの数がありまして、スピーカー付の公用車で啓発をさせていただいたりとか、防災無線を使いまして、昼間に啓発をさせていただいたりと注意喚起を図らせていただいていただいたところでございます。

こちらの方のチラシを医療保険課窓口にも貼らせていただいておるんですけども、みなさんも、口コミでこんなん流行ってるから気を付けやといったようなことで、お知り合い、ご家族の方にも周知していただければと思っております。

以上でございます。

山口会長：　ありがとうございます。その他につきまして今 4 件説明をいただきました。これらについて、何か質問がありましたらお受けしたいと思います。

小菓委員：　追加資料データヘルスの 3 つ目なんですが、高血圧予防教室、糖尿病予防教室それぞれ人数があがっていますが、両方とも持っている人はどっちに入っているのでしょうか。両方ともに入っているのでしょうか。

早野主任：　どちらも基準を決めておりまして、基準値が高い方、高血圧予防教室でありましたら、140 の 100、糖尿病予防教室では空腹時血糖が 100、ヘモグロビン A1c が 5.6 以上の人という基準を決めさせていただいておりますので、高い方の基準の方を選ばせていただいております。

小菓委員：　高い方の基準ってどういうことでしょうか。

早野主任：　両方持っている場合であれば、例えば血圧の方が基準値よりも高ければ、基準値の高い方を優先的に…。

小菓委員：　どういった基準で高い方って決めているのですか。

早野主任：　140 を…。

小菓委員：　それは高い基準です。より高い基準というのは、何をもって決めているのですかということです。
　選別をしてどちらかに入れているんですか。

山口会長：　両方該当する場合は、どっちに入れてはるか。

小菓委員：　延べですか、単一ですか。延べだとわかるんですが、どちらかに入れているのであれば、その選別方法を教えてください。

畠山課長：　両方に基準を設けて、教室に案内する基準以上に両方なった場合については、両方に一旦教室の案内を送らせていただいております。どちらか申し込みがあった方で参加をしていただいているような状況です。

小菓委員：　両方参加の人はいないということですか。

早野主任：　両方参加の方はいらっしゃらないです。

小菓委員：　いないということですね。わかりました。

山口会長：　確実に 2,169 人ということやね。

早野主任：　そうです。

山口会長：　ほかに。

中村委員：　ジェネリックの方なんですが、自己負担額の軽減可能額 500 円以上というのは、1 月ですか、それとも年 2 回ということなので半年ですか。

畠山課長：　1 月です。

山口会長：　よろしいですか。ほかにございませんか。
　他にないようですので、質問を終了いたします。
　なお、答申書の文書整理につきまして会長に一任ということで、ご異議ございませんか。
　（異議なしの声あり）
　それでは、そのようにさせていただき、早速、市長に答申書を提出させていただきます。

本日は長時間に渡り慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。本日は、委員様におかれましては、深いご理解を賜りまして、円滑に会議が終了出来ました事をお礼申しあげます。

本日はたいへんありがとうございました。